

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第六百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を昭和五十八年七月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を昭和五十八年七月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十七号

昭和五十八年六月十六日付けで鳥取市伏野七〇―一中ノ茶屋土地改良事業共同施行代表者竹本重美から申請のあつた中ノ茶屋地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年七月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

昭和五十八年四月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（旭西地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年七月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月一日 鳥取県指令受都計第百三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字東三反長及び字中三反長ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海六六一一

株式会社石本組

代表取締役 石本一夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年七月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十八年七月二十七日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本

庁舎七階）

二 被聴聞者

米子市皆生一八五七番地

吹野一夫